

〔 平 12. 5 . 16 〕
〔 基 小 20 - 4 〕

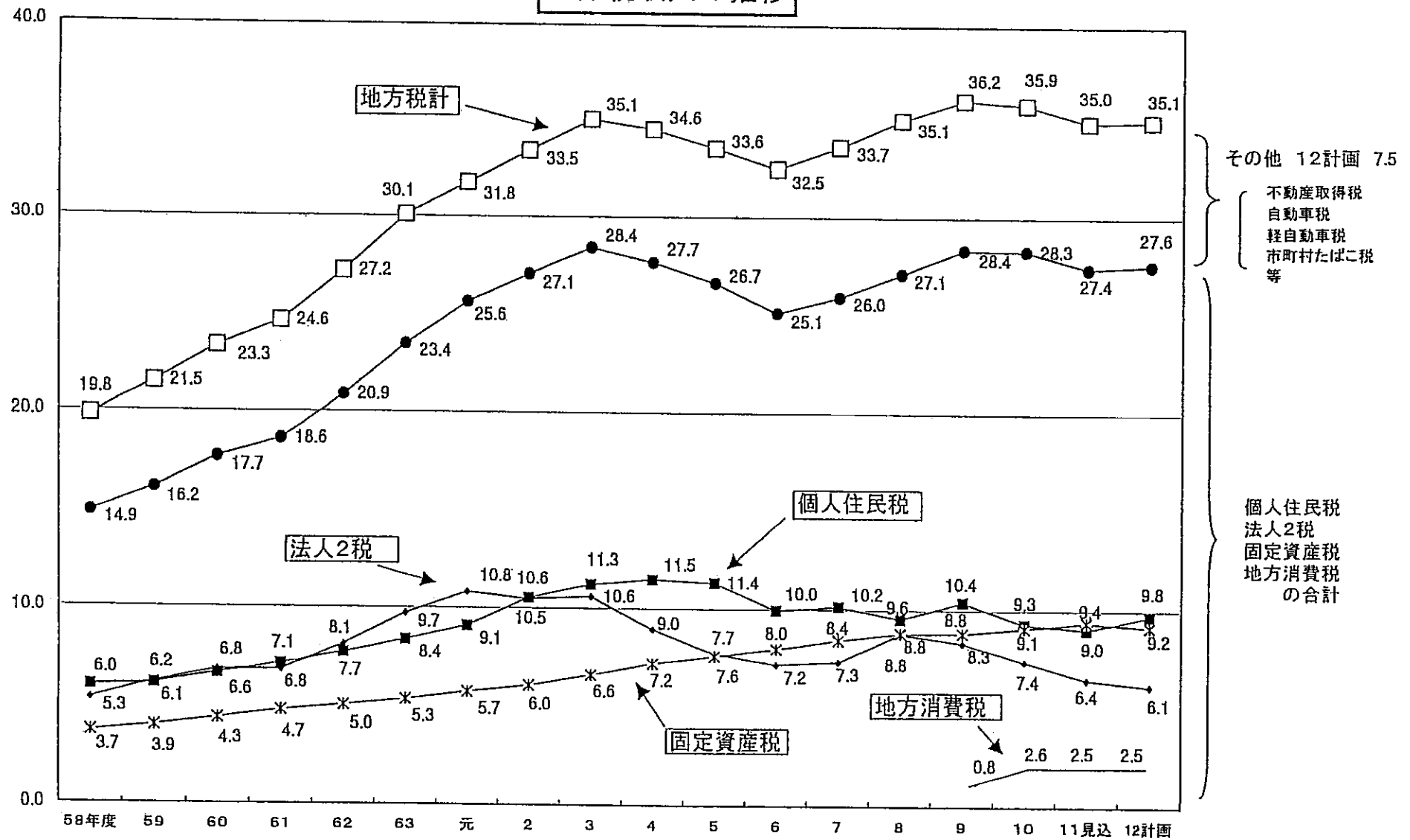
地 方 法 人 課 稅 關 係 參 考 資 料

目 次

地方税収入の推移	1
主要税目の税収の推移（地方税）	2
シャウプ使節団の日本税制報告書（昭和24年9月）（抄）	3
法人課税小委員会報告（抄）	4
平成10年度の税制改正に関する答申（抄）	7
平成11年度の税制改正に関する答申（抄）	8
平成12年度の税制改正に関する答申（抄）	9
外形標準課税の意義	10
地方法人課税小委員会報告（抄）	11
事業活動価値における申告イメージ	12
地方法人課税小委員会報告（抄）	13
給与総額における申告イメージ	14
地方法人課税小委員会報告（抄）	15
物的基準と人的基準の組合せにおける申告イメージ	16
地方法人課税小委員会報告（抄）	17
資本等の金額における申告イメージ	18
各外形基準の特徴	19
銀行業等に対する外形標準課税の導入について	20
銀行業等に対する東京都の外形標準課税について	21
連結納税制度に関する主要検討項目	23
平成12年度の税制改正に関する答申（抄）	25
地方税の主な非課税等特別措置による減収額（11,420億円）の内訳	26
地方税における非課税等特別措置の整理合理化の状況等	27

(兆円)

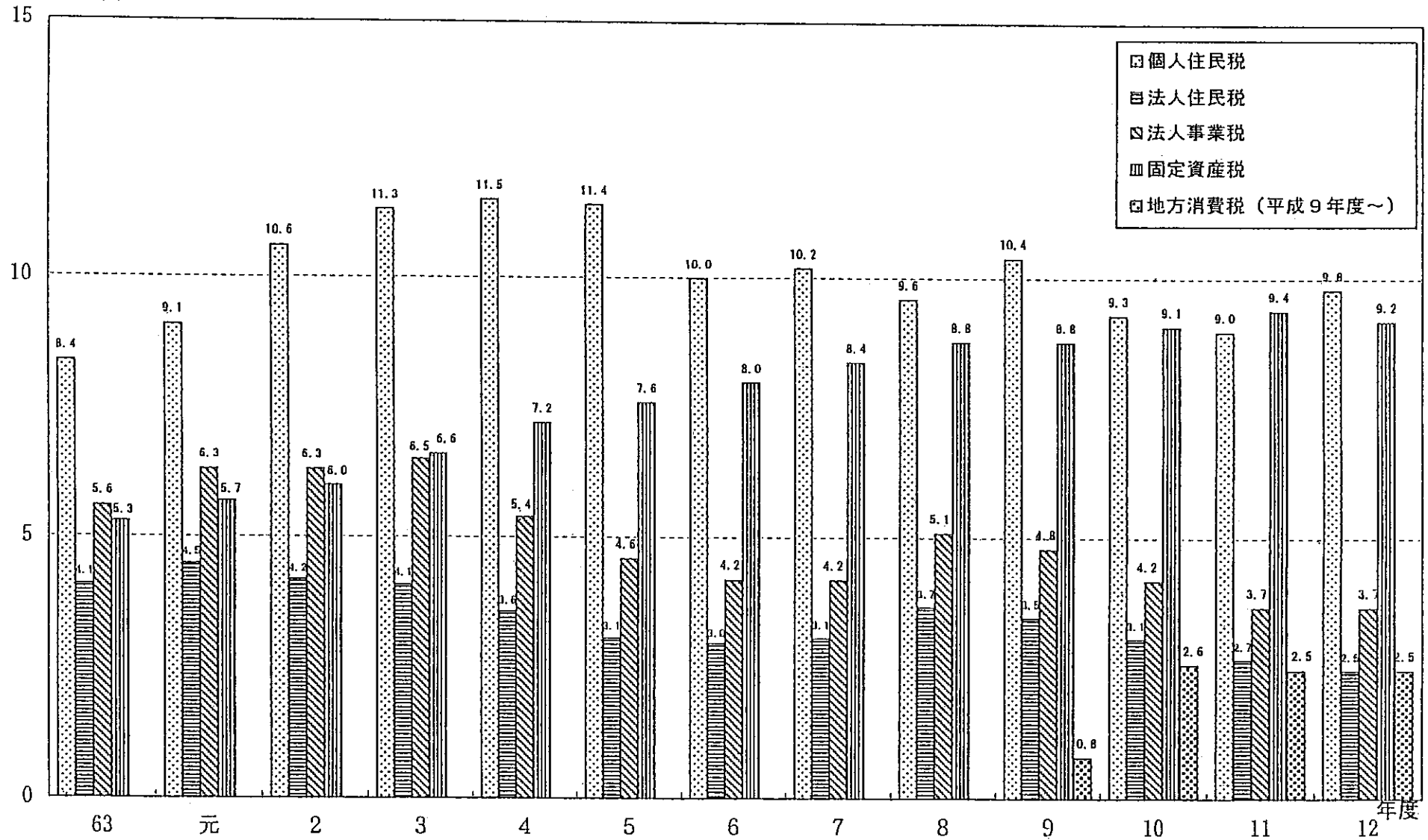
地方税収入の推移



(注) 1 平成10年度までは決算額、11年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、12年度は地方財政計画額である。
2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

主要税目の税収の推移（地方税）

兆円



(注) 1 平成10年度までは決算額、11年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、12年度は地方財政計画額である。

2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

シャウプ使節団の日本税制報告書（昭和24年9月）（抄）

第十三章 その他の地方税

A節 事業税

（前略）

都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となって来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである。たとえば、工場とその労働者がある地域で発展増加してくれば、公衆衛生費は当然増大して来るのである。

従って、われわれは事業税の存続を勧告するものではあるが、それは次の二つの目的を達成するように改革すべきものであると考える。即ち、

第一に、純益を課税標準として累積的に圧迫することを幾分緩和すること、

第二に、賦課徴税方法を一層簡易化し、原則として国税の賦課徴収の結果に依存しないようにすること。の二つである。

最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである。

右の課税標準を別な方法で定義すると、それは全収入額から、資本設備、土地、建物等他の企業からの購入の金額を差引いたものがそれである。この差引額は、原料等、他の事業から購入したものの価値に、その企業が附加したところの額である。

（後略）

法人課税小委員会報告（抄）

〔平成8年11月26日〕
〔政府税制調査会〕

第1章 基本的考え方

（中略）

三 地方の法人課税のあり方

（中略）

4. 法人事業税の外形標準課税

- ① 従来から、事業税については、外形標準課税の問題が議論されてきた。事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。
- ② この問題は、現行事業税の創設以来長年にわたり議論されてきた経緯もあるので、今回、これまでの議論を整理するとともに、幅広く検討を行った。

地方消費税の導入によって事業税に外形標準課税を導入する問題の現実的な解決になるのではないかとの指摘があるが、両者は税の性格や課税ベース、税収の帰属地が異なっていること等から、理論的には別の問題であると考えられる。

いずれにしても、外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、第2章において後述するように、なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。

（中略）

第2章 課税ベースに関する個別的検討

17. 事業税の外形標準課税

事業税に外形標準課税を導入することの意義等については、既に述べたところである。この問題については、昭和39年の「今後におけるわが国の社会、経済進展に即応する基本的な租税制度のあり方についての答申」や昭和43年の「長期税制のあり方についての答申」などをはじめとして、これまで長年にわたり検討が行われてきた。

(1) 外形基準

- ① 事業税に外形標準課税を導入する場合の具体的な外形基準としては、一般的に面積、資本金、従業員数、売上高、付加価値などが考えられる。昭和39年の上記答申以来、外形基準としては、付加価値、その中でも所得に給与、利子及び地代等を加算する付加価値（いわゆる加算法による所得型付加価値）を中心とした検討がなされてきた。
- ② 今回、再度検討を行ったが、事業税が公共支出から受けた便益に対する負担であるとするれば生産段階において課税すべきであることから加算法による所得型付加価値を採るべきであるとの意見や、国際競争力の維持という観点から輸出免税を考えるならば控除法による消費型付加価値を基本とすべきではないかとの意見があった。
- ③ 外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考えらる。
- ④ なお、加算法による所得型付加価値を外形基準とした場合には、消費税及び地方消費税と付加価値に対する課税という点で同一となり、税の簡潔性からみて問題があるのではないかとの意見があった。

(2) その他の検討課題

① 以上述べた外形基準の問題のほか、事業税の外形標準課税については、次のような検討課題があり、今後、これらについて更に検討を深めることが必要であると考え。

イ 付加価値に占める利潤の割合や赤字の大きさ等により、業種別の税負担に変動が生じること

ロ 付加価値に占める利潤の割合が高い企業が都市部に多いと考えられることから、一般的には都市部の税収が減り、その他の地域の税収が増えるものと考えられること

ハ 赤字法人にも税負担が生じることに伴う税負担能力との関係

ニ 外形標準で課している他の地方税との関係

ホ 付加価値に対する課税が主として支払給与に対する課税とも考えられることによる雇用等への影響

ヘ 個人や中小法人の取扱い

ト 納税事務コストへの配慮

チ 金融業や不動産貸付業を営む法人の利子や地代の取扱い

リ 派遣社員の給与、リース取引の賃借料、法人税法におけるいわゆる相当の地代の取扱い等

② なお、諸外国においても、アメリカのミシガン州の単一事業税、ニューハンプシャー州の企業事業税、ドイツの営業税、フランスの職業税など、地方税の外形標準課税の例がある。それぞれ外形基準の選択やウェイト付け、労働集約型企业や個人・中小企業への配慮などに様々な工夫がみられることから、外形標準課税の検討に当たっては、これらを参考とすることが適当である。

平成10年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成9年12月16日〕
〔政府税制調査会〕

二 平成10年度税制改正の課題

1 経済構造改革と法人税制改革

(5) 地方法人課税

今回の法人課税の見直しにおいては、地方の法人課税についても検討を加えました。地方公共団体にとって重要な財源となっている法人事業税については、その税の性格などから、従来から、外形標準課税の問題が議論されてきた経緯があります。事業税が外形基準によって課税されることとなれば、事業税の性格が明確になるとともに、税收の安定性を備えた地方税体系が構築されるなど、地方分権の推進に資するものと考えられます。また、これに伴い、法人課税の表面税率（調整後）の引下げや赤字法人に対する課税の適正化にもつながるものと考えます。この場合において、具体的な外形基準については、利潤、給与、利子及び地代等を加算した所得型付加価値など、引き続き幅広く検討することが必要と考えます。その際、中小法人の取扱いや税負担の変動、他の地方税との関係などの課題についても検討すべきです。

地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。

（以下略）

平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成10年12月16日）
政府税制調査会

三 今後の検討課題・抜本的見直し

4 法人課税

(1) 外形標準課税

（中略）

法人事業税については、平成11年度税制改正において、その税率を10年度に引き続き更に引き下げる一方で、現下の経済情勢等に鑑み、外形標準課税の導入については見送ることとされたところです。

しかしながら、外形標準課税は地方に適した税体系の一つであり、導入を急ぐべきであるとの意見が多く出されており、当調査会としては、都道府県の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものであること、応益課税としての税の性格の明確化につながること、税負担の公平化に資すること等の観点から、早急にその方向性を示すべく、引き続き検討を進める必要があると考えます。

そのため、引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成11年12月16日〕
〔政府税制調査会〕

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(5) 外形標準課税

（中略）

外形標準課税の導入は、地方公共団体の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものです。また、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方団体の提供する行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を分担することを通じて、税負担の公平化につながることとなります。さらに、経営努力等により利益のあがっている企業の事業税負担が相対的に軽減され、法人全体で薄く広く税負担を分かち合うことにつながることから、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革にも資するものと考えます。

このように、外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気の状態等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましいと考えます。

そのため、望ましい外形基準として、小委員会報告に示された4つの類型（事業活動価値（仮称）、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額）を中心に、具体的な課税の仕組みや外形標準課税の導入に伴う税負担の変動、中小法人の取扱い、雇用への配慮、適切な経過措置など導入に当たった諸課題等について、当調査会として、引き続き、導入に向けた具体的な検討を進めていくこととします。

また、このような具体的な検討を進めることを通じ、外形標準課税の導入に関して、都道府県や納税者である法人など関係者における活発な議論が行われ、国民の理解が一層深まるよう努める必要があると考えます。

外形標準課税の意義

(政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」より作成)

地方分権を支える安定的な地方税源の確保

- 地方の行政サービスは、安定的に供給されることが必要。地方団体がその責任を十分に果たすためには、自主財源の根幹をなす地方税は、できるかぎり安定的で、変動の少ないものであることが望ましい。
- 法人事業税の外形標準課税の導入は、税収の安定性を向上させるとともに、地方税としての自主性を高めることとなり、地方分権を支える地方税体系の構築に重要な役割を果たすことが期待される。

応益課税としての税の性格の明確化

- 法人事業税は、法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して事業に対して課される税であることから、その課税標準は、法人の事業活動の規模をできるだけ適切に表すものであることが望まれる。
- 所得を課税標準とする現行の法人事業税は、事業活動の規模との関係が適切に反映されず、本来の応益課税の性格から見て望ましいあり方になっていないことから、外形標準課税の導入は、税の性格の明確化を図る観点からも、大きな意義を有する改革となる。

税負担の公平性の確保

- 課税標準に外形基準が導入されれば、欠損法人を含め、各法人が事業活動規模に応じて税を負担することとなり、応益原則による地方税の負担を薄く広く、かつより公平に分担する税制の構築につながる。

経済構造改革の促進

- 外形標準課税の導入は、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、企業経営の効率化や収益性の向上に資すると考えられ、経済構造改革に資することが期待できる。

地方法人課税小委員会報告（抄）

（平成11年7月9日）
政府税制調査会

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(1) 事業活動によって生み出された価値

① 法人の事業活動の規模は、その事業活動によって生み出された価値の大きさという形で把握することが可能と考えられる。

事業活動によって生み出された価値の算定については、生産要素である労働、資本財及び土地への対価として支払われたものが当該価値を構成すると考えられることから、法人の各事業年度における利潤に、給与総額、支払利子及び賃借料を加えることによって行うことができる。（この方式によって算定したものを以下「事業活動価値」（仮称）という。）

この事業活動価値は、事業活動によって生み出された価値に着目して法人に負担を求める税の課税標準として、法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示すと同時に、各生産手段の選択に関して中立性が高いものとなると考えられることから、当小委員会においては、これを外形基準の類型の一つとして検討することとした。

また、事業活動価値については、外形基準を導入した場合に予想される税負担の変動についても、他の基準の場合よりも、業種区分ごとのバラツキが比較的小さくなる傾向があると考えられる。

（以下略）

事業活動価値における申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等

① 事業活動価値

課税標準 : 所得 + 給与総額 + 支払利子 + 賃借料

(注: 銀行業等においては、原則、支払利子は課税対象に含めないこととし、同様に、不動産貸付業等においても、原則、支払賃借料は課税対象に含めないこととすることが適当か。)

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注: 退職手当を含めることとすることが適当か。)

給与計算書を作成 <-----

「支払利子」 : 借入金利子、支払割引料、社債利息等の合計額

支払利子計算書を作成 <-----

「賃借料」 : 支払地代、支払家賃、動産賃借料等の合計額

賃借料計算書を作成 <-----

※ 所得以外の構成要素については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

(費用の部)

原材料費

売上原価

減価償却費

消耗品費

労務費

賃借料

その他

人件費

販売費・一般管理費

減価償却費

消耗品費

賃借料

その他

支払利子

営業外損益

株式売却損等

固定資産売却損等

特別損益

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

地方法人課税小委員会報告（抄）

〔平成11年7月9日〕
〔政府税制調査会〕

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(2) 給与総額

- ① 給与総額は、法人の人的活動量を示すのみでなく、事業活動価値の概ね7割を占めていることから、各法人の事業活動の規模を相当程度反映しているものと評価することができ、また、実務上の簡便性の面も考えれば、給与総額を外形基準として採用することも考えられる。

給与総額の定義については、課税の公平等の観点から、基本的には、給与としての性格を有するものについては、なるべく広く課税標準に算入するという考え方もあるが、福利厚生費等の取扱いについては、簡素な仕組みとするという観点からの検討も必要であろう。

（中略）

- ③ 給与総額については、事業活動規模を人的活動量を中心にしてとらえているということもあり、給与総額のみを事業税の課税標準として採用するよりも、例えば税込総額でそれぞれ2分の1程度となるように所得基準による課税と併用することが適当と考える。
- このように、給与総額による課税と所得基準による課税とを併用することとした場合には、事業活動価値による課税に近似する仕組みとして性格付けることができる。